

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革」を「地域主権改革」に改める。

第三条のうち第四条第一項第三号の次に一号を加える改正規定中「日本国憲法の国民主権」を「地域主権改革（日本国憲法）」に改め、「改革」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第三目 総合科学技術会議（第二十六条―第三十六条）」を「第三目 地域主権戦略会議（第

第四目 総合科学技術会議（第

二十五条の二―第二十五条の九）

に改める。

二十六条―第三十六条）」

第三条のうち第四条第三項第六号の次に一号を加える改正規定中「第一項第三号の二の改革」を「地域主権改革」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十八条第一項中「総合科学技術会議」を「地域主権戦略会議」に改める。

総合科学技術会議

第三章第三節第二款中第三目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目 地域主権戦略会議

(所掌事務等)

第二十五条の二 地域主権戦略会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連する重要事項であつて地方公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 第一号及び第二号に規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第三号の二に掲げる事務を掌理するもの（以下「地域主権改革担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、地域主権改革担当大臣に対し行うものとし、地域主権改革担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、地域主権改革担当大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十五条の三 会議は、議長及び議員十五人以内をもって組織する。

（議長）

第二十五条の四 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 地域主権改革担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、地域主権改革担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十五条の五 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 地域主権改革担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 前号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十五条の三及び前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十五条の六 前条第一項第五号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(事務局)

第二十五条の七 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職（内閣総理大臣その他の國務大臣を除く。）を占める者のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。

4 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料提出の要求等)

第二十五条の八 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条の九 第二十五条の二から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第一条第二号中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第三条の規定及び附則第四十四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則第四条中「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

附則第六条第一項、附則第七条の表第十五条の規定による改正後の老人福祉法第十七条第一項の項及び第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法第三十条第一項第二号イ及びロの項並びに附則第三十六条第一項中「附則第四十六条」を「附則第四十五条」に改める。

附則第四十三条を削り、附則第四十四条を附則第四十三条とする。

附則第四十五条を削る。

附則第四十六条の見出しを削り、同条を附則第四十五条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(検討)

第四十四条 政府は、第三条の規定の施行後三年以内に、同条の規定による改正後の内閣府設置法第四条第一項第三号の二に規定する地域主権改革（以下この条において「地域主権改革」という。）の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務及び組織その他の地域主権改革に係る体制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第四十七条を附則第四十六条とする。